

# － 特記仕様書 －

## 施工条件明示書

工事番号	工事名	令和2年度万葉クリエートパーク遊具更新工事(その2)	市町村名	黒川郡大衡村		
項目		条件	内容		施工方法	備考
<b>1 工程関係</b>						
(1)	関連工事による施工時期の調整	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
(2)	施工時期による制限	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
(3)	関係機関等との協議の未成立	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
(4)	関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
<b>2 公害対策関係</b>						
(1)	施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
<b>3 安全対策関係</b>						
(1)	交通安全施設等の指定	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
(2)	占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
<b>4 排水工関係</b>						
(1)	濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない				
<b>5 建設副産物対策関係</b>						
(1)	共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。				
(2)	建設発生土	処理・処分	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない			km	時 分 ~ 時 分
(3)	建設発生土以外の 建設副産物	処分・処理	コンクリート塊		km	時 分 ~ 時 分
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						
			アスファルト塊		km	時 分 ~ 時 分
			建設発生木材		km	時 分 ~ 時 分
			建設汚泥		km	時 分 ~ 時 分
			その他	東北黒沢建設工業㈱	廃プラスチック	13.9 km 時 分 ~ 時 分
(4)	再生材の利用	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	種類・数量			
<b>6 工事現場のイメージアップ</b>						
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	内容 イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。			
<b>7 品質証明</b>						
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-12によること。			
<b>8 標準的な設計図書による発注方式</b>						
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-17によること。			
<b>9 資材関係</b>						
(1)	生コンクリート	生コンクリートは、別に指定のある場合を除き、高炉セメントB種(JIS R 5211)の使用を原則とする。但し、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不適当であると判断するに足りる合理的理由がある場合は、別途監督職員宛協議すること。 高炉セメントを用いた生コンクリートを使用するにあたり、JIS規格製品以外を使用する場合は、宮城県土木部共通仕様書に基づき、請負者は配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督職員に提出し、確認を得なければならないものとする。 生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。				
(2)	宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。	必須	1. 暗渠排水管、汚泥醗酵肥料、植生基盤材、及び視線誘導標及び工事看板は、宮城県グリーン製品を用いること。			
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	2. 盛土材、埋め戻し材			
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	3. その他( )			
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	4. その他( )			
(3)	県産木材製品の利用	県産木材を活用した製品を1製品以上利用すること。 ① 木製工事名表示板(既製品)を用いる場合は、宮城県グリーン製品を用いること。 ② 県産木材製品を用いる場合は、優良品やぎ材を用い証明できる資料を添付した材料承諾書を監督職員に提出すること。				
<b>10 貸与資料</b>						
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。			
			貸与資料( ) ( ) ( ) ( )			
			貸与資料(その他) ( )			
<b>11 舗装工事の下請け制限について</b>						
		<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない	宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱			
<b>12 調査への協力について</b>						
(1)	「建設工事の土砂等の運搬を行うダンプ調査」に対する協力について	発注者の実施する「建設工事の土砂等の運搬を行う調査」の対象工事となった場合、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、発注者が工事現場で行うダンプ運転手からの聴き取り調査の実施に協力すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。				
(2)	「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の実施について	<input type="checkbox"/> 対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象外	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該工事下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。			
(3)	公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査について	本工事が調査基準価格を下回って落札して契約した場合は「施工体制事前提出方式(オープンブック方式)の内、「§3公正な元請下請関係を築くための施工体制確認調査について」の第4に基づき、最終変更請負契約締結後、最終工事費内訳書を監督職員に提出すること。				

## 特記事項

項 目	内 容	施 工 方 法	備 考
1 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	施工地は公園内であることから、利用者への安全対策、騒音や振動の配慮を十分に行うこと。		
(2) 住民への配慮	工事実施に先立ち、住民及び利用者への事前説明を徹底すること。	工事中のトラブル発生防止を図ること。(更新遊具看板に工事概要の掲載等)	
(3) 現場内の管理	現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講ずること。	
2 施工条件について			
(1) 現場内小運搬費について	既存人工撤去工及び人工芝敷設工を含むものとする。		
(2) 人工芝の材料について	材料については既存人工芝と同等品以上とし、滑走部は高耐久性ポリプロピレン製、周辺部は高耐久性ポリエチレン製を使用すること。また使用材料については監督員の承諾を得ること。		
(3) 下地整地について	整地については現地調査をし、監督員の承諾を得て施工するものとする。		
3 その他			
(1) 契約終了時の提出物について	下記のとおりとする。 1. 施工計画書	2部	
(2) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること。		
	1. 共通仕様書(土木工事編Ⅰ) :令和2年10月1日改定 2. 共通仕様書(土木工事編Ⅱ) :令和2年10月1日改定 3. 土木設計施工マニュアル :平成26年4月1日改定		
(3) 段階確認の実施項目について	共通仕様書(第3編土木工事共通編1-1-5)によるものとするが、施工計画書に明記すること。	監督員と協議すること。	
(4) 特記追加事項について	この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」の該当工事である。	監督員と協議すること。	